

番号	質問種別	質問	回答	建物所在地
1	共通	前回要是正で写真を添付した場合で、是正が行われていない場合には写真の添付は必要ですか。	今回検査時点の状態確認が必要です。検査の度に写真の提出が必要です。	福岡市
2	共通	大規模又は特殊な建築物は検査有資格者の指定した者を補助検査員として、検査の補助を行わせることができるとあるが、その補助検査員の資格の有無及び検査の補助の範囲はどの程度のことをいうのか。	あくまで、検査は有資格者が実施するものである。補助業務の範囲は、有資格者の指示監督の下に行う補助業務に限られる。資格については特に定めはないが、建築設備に精通していることが望ましい。	その他福岡県内
3	共通	建築設備の換気・排煙が報告対象外の場合は非常用照明設備の報告書だけの提出で宜しいですか。	対象となる設備のみ報告対象です。	
4	換気	換気設備の風量測定範囲を明確に知りたいです。全数の検査とは？	調理室等を除いた居室について、「一(九)各系統の換気量」は各換気系統毎(室内に設置している換気扇も含む)及び各空調機毎に全系統について測定します。「一(十)各室の換気量」は全室(全給気口)の測定を行います。ただし、いずれも、床面積の1/20以上の換気上有効な開口部のある一般居室の換気設備(任意設置)については測定を要しません。調理室等についての「二(十二)各系統の換気量」は全排気口にて測定を行います。	福岡市
5	排煙	排煙設備における風量測定について、3年で全数検査となっているが排煙機3台の場合、来年以降は1台ずつ実施してよいか。	排煙機の性能としての「一(六)排煙機の排煙風量」は「国土交通大臣が定める項目」ではないので毎年全数の風量測定が必要です。排煙口の性能としての「一(十八)排煙口の排煙風量」は「国土交通大臣が定める項目」ですので特定行政庁が定めた年数で検査報告します。3年に定めた場合は、「一(十八)排煙口の排煙風量」は3年毎に1回全数検査を行うか、毎年1/3ずつ3年で全数の検査をすることになります。	福岡市
6	非常照明	非常用照明の測定場所は照明範囲を入れた図面が必要ですか	別表4の測定場所、測定位置の記述のみではわかりにくい場合は添付することが望ましい。	
7	非常照明	非常用照明器具の作動不良について設置総数に対して、何箇所以上又は何%以上の不良があれば「要是正」と判断するのでしょうか？	判定基準を満たさない場合は、個数に係なく「要是正」となります。	福岡市
8	非常照明	設備の報告で、非常用照明の照度測定とありますが、1lxの照度を測定するには、夜間の測定が必要です。テナントビルでは夜間の測定は管理上不可能です。点灯の有無、共用部のみでの照度測定調査でかえることは可能でしょうか。	全数の検査が必要です。建築基準法令上の義務であることをご理解いただくとともに、あらかじめ所有者、管理者等と十分協議を行って実施してください。	福岡市
9	非常照明	照度測定は夜間に行うのでしょうか。	夜間に行うのが原則ですが、カーテン等で十分に外光が遮断できるのであれば(概ね100lx以下)、非常照明点灯時の照度をA、非常照明消灯時の照度をBとしてAとBの差(A - B)がBの10%以上の場合又はAとBの差(A - B)が10lx以上の場合には照度差(A - B)を測定値とすることができます。	福岡市・北九州市・その他福岡県